

奈良県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
奈良市三松町（〇〇一）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。